



消費者被害の多様化・複雑化、高齢化社会の進展、また、宗教団体による消費者被害を救済するため、消費者契約法が改正。消費者契約の取消権の拡充や、免責の範囲が不明確な条項は無効とするなどの改正が行われた。

令和5年施行 「消費者契約法」改正のポイント

「消費者契約法」とは

私たちは、普段の生活の中で、スーパーで買物をしたり、スポーツクラブに入会したり、事業者との間で様々な契約を締結しています。このように、消費者と事業者との間で締結される契約を、「消費者契約」といいます。消費者契約を締結するとき、消費者と事業者との間には、その契約に関して持っている情報の質と量や交渉力に大きな差があります。そのため、そのような立場を利用した事業者により、消費者にとって不本意な契約を締結させられてしまうことがあります。

消費者契約法は、事業者から不当な勧誘行為がなされて消費者契約を締結した場合に契約を取り消すことができることや、消費者にとって不当な契約条項は無効であることなどを規定して、消費者を保護するための法律です。消費者契約には、私人間の権利関係の基本法である民法も適用されますが、民法と異なり、消費者契約法は、消費者と事業者の間の前述の差を考慮して、

民法よりも広く契約の取消しを認めるなどして、消費者の保護を図っています。

消費者契約法 改正の社会背景

消費者契約法は、平成13年4月1日に施行された後、社会の変化に合わせて、数回にわたって改正が行われてきました。

しかし、コロナ禍を経てオンラインの取引の急増により消費者被害が多様化、複雑化していることや高齢化社会がますます進んだことにより、既存の規定では救済困難な事例が生じていたことから、令和4年の通常国会により消費者契約法の改正が行われました。また、宗教団体による消費者被害が明らかになり、そのような被害を救済するため、臨時国会においても同法の改正が行われました。臨時国会による改正法は令和5年1月5日に、通常国会による改正法は、同年6月1日に施行されました。

改正の内容

1) 消費者契約の取消権の拡充
事業者の不当な勧誘により消費者契約を

締結させられた場合、消費者は、消費者契約の申込み又は承諾の意思表示を取り消すことができます。消費者契約法は、不当な勧誘行為として、消費者を誤認させるもの、困惑させるもの、過量な内容の契約をさせるものを規定しています。

改正により、困惑させるものの類型に左記が追加されました。いずれも、消費者にとって契約の締結を断りにくい状況にされて、契約を締結させられた場面を想定するものです。

① 勧誘することを告げずに、消費者を退去困難な場所へ連れて行き、消費者が退去困難であることを知りながら勧誘した場合

② 消費者が、契約を締結するかを相談するために第三者へ連絡することを、脅すような言葉を交えて妨害した場合

③ 契約締結前に、事業者が契約の目的物の現状を変更して勧誘した場合

また、改正前から、困惑させるものの一つに、靈感等を用いた勧誘行為（靈感商法）が定められていましたが、取り消すことができるのは、事業者が消費者自身に重大な

いずみパートナーズ
法律事務所
弁護士

佐々木 明子
【ささき・あきこ】

中央大学法科大学院卒業。
趣味は旅行、スポーツ観戦。

不利益を与える事態が起こるように言って、その不安をあおり、契約を締結すれば確実にその重大な不利益を避けられるよう告げた場合のみでした。

しかし、改正により、消費者自身に限らず消費者の親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、重大な不利益を回避することができないとの不安あり、又はそのような不安を抱えていることに便乗して、その重大な不利益を避けるには契約の締結が必要不可欠である旨を告げた場合にも、契約を取り消すことができるようになりました。

消費者契約法により契約を取り消すことができるのは、取り消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ取消権があることを知った時から1年間、又は契約締結時から5年間です。これについても、改正により、**霊感商法については、前者につき3年間、後者につき10年間に延長されました。** 霊感商法による影響から抜け出すためには、ある程度の時間が必要だからです。

改正前に締結された契約であっても、令和5年1月5日までに取消権の時効が完成していなければ、改正法が適用されます。

2) 事業者の免責の範囲が不明確な条項は無効

消費者契約法は、「事業者の債務不履行や不法行為による損害賠償責任を全て免除

すること」や、「事業者に故意又は重大な過失がある場合に事業者の損害賠償責任の一部を免除すること」などを規定した契約条項を無効としています。そのため、事業者は、「法律上許される限り事業者の責任を免除する」などの曖昧な契約条項を作成することがあります。しかし、これでは、事業者がどのような場合に責任を免れるのかが分かりにくく、事業者に対する責任追及を消費者に断念させることになりかねませんでした。

改正では、事業者の損害賠償責任を一部免除する契約条項について、「事業者が軽過失の場合のみ免除される旨を明らかにしていない場合」は、無効となりました。

3) 事業者の努力義務の拡充

消費者契約がますます多様化、複雑化していることから、改正により、事業者は、消費者に対し、次のことに努めなければならないとされました。

① 勧誘時に、消費者の知識及び経験に加えて、年齢と心身の状態も総合的に考慮した上で必要な情報提供を行うこと

② 消費者が定型約款（不特定多数の者を相手方として行う取引の際に契約内容とするために準備された条項）の内容を示すよう請求するために必要な情報を提供を行うこと

③ 消費者契約により定められた消費者が

有する解除権の行使に必要な情報を提供すること

④ 消費者に対し、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に基づきそれらの支払いを請求する場合において、消費者から説明を求められたときは、それらの算定根拠の概要を説明すること

努力義務ですから、事業者が怠ったことで直ちに慰謝料等が発生するものではありませんが、事業者には、契約締結時から解除時まで、消費者に対して、消費者契約の内容をより丁寧に説明することが求められます。

4) 適格消費者団体に関する改正

「適格消費者団体」とは、内閣総理大臣から認定を受けて、消費者被害の発生や拡大を防止するために、事業者に対し、不当な勧誘行為や契約条項の差止請求等を行うことができる団体です。同団体がその請求を適切に行うことができるよう、改正により、**適格消費者団体から、不当条項と疑われる契約条項の開示や解除に伴う違約金等の算定根拠の説明などを求められたとき、事業者は、これに応じるよう努めなければならぬと規定されました。**

適格消費者団体が差止請求等を行うことが容易になることによって、消費者保護がより進むことが期待されます。